特　記　仕　様　書

（仕様書の添付省略）

第1条　安城市工事請負契約約款第1条第1項に規定する仕様書のうち、標準仕様書は愛知県建設部発行土木工事標準仕様書を準用し添付を省略する。

（施工条件の明示）

第2条　下記項目のうち明示事項■印該当欄は、当該工事に関する施工条件であり、特記仕様書として明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と協議し適切な措置を講ずるものとする。

明示項目		明示事項		制約条件等				
Ⅰ	工法関係	□	工法指定	工法				
				指定理由				
Ⅱ	工程関係	□	関連工事	工事内容				
				発注機関				
				請負者				
				施工予定期間				
		□	施工の制限	施工内容				
				時期・時間				
				施工方法				
				工事の抑制期間				
Ⅲ	用地関係	□	補償物件撤去まで着工制限	区間				
				着工予定時期				
		□	借地	場所				
				時期・時間				
				使用条件				
				復旧方法				
				借地料				
Ⅳ	公害関係 環境対策関係	■	公害防止のための指定	施工方法	機械設備・電気設備・場内整備工			
				建設機械・設備	低騒音・低振動型・排出ガス対策型建設機械の使用			
				作業時間等				
		□	水替・流入防止施設 濁水・湧水処理対策	施設の内容				
				設置期間・処理条件				
		□	事業損失防止調査	事前・事後調査の区分				
				調査時期・方法				
				調査範囲				
				調査項目				
		□	六価クロム溶出試験	対象工種・工法				
				試験実施段階・検体数				
Ⅴ	安全対策関係	□	鉄道等の近接作業制限	近接する施設				
				施工方法				
				作業時間制限				
		□	交通誘導員等の配置	配置人員		作業時間帯		
				交替要員		期間		
				有資格者配置	公安委員会の検定合格者（A）及び資格者以外（B）配置			
Ⅵ	工事用道路関係	□	一般道路(搬入路)の使用制限	搬入経路指定				
				時間帯制限				
		□	一般道路の占用	片側・全面・時間制限				
Ⅶ	工事用道路関係	□	仮道路の設置	安全施設等の設置内容		安全施設等の期間		
				工事終了後の処置		維持補修の内容		
Ⅷ	仮設備関係	□	仮設物の指定又は一部指定	工種				
		□	仮設物の引渡し・引継ぎ	仮設物の内容				
				期間・時期・条件				
		□	仮設備の構造等	仮設備の構造				
				施工方法・設計条件				
Ⅸ	建設副産物関係	■	建設発生土の利用	搬入元	現場内利用	数量	1.6 m3	
				土質区分	良質土	運搬距離		
				土質改良		仮置		
		■	建設発生土の搬出	搬出先	場内撒布	数量	2.1 m3	
				土質区分	良質土	運搬距離		
				土壌調査		その他		
		■	建設廃棄物の処理	廃棄物の種類	コンクリート殻	数量	10.59 m3	
				処理施設の名称	中間処理施設	運搬距離	L＝ 7 Km	
				その他				
				廃棄物の種類	アスファルト殻	数量	0.2 m3	
				処理施設の名称	中間処理施設	運搬距離	L＝ 7 Km	
				その他				

X	工事支障物等	□	占用支障物件	物件名			
				管理者（所有者）			
				支障物件の位置			
				移設時期			
				工事方法・保護方法			
		□	新設占用物件と重複工事	物件名			
XⅠ	薬液注入関係	□	施工、管理方法	工法区分		注入材料	
				注入量	－	施工範囲	
				その他			
XⅡ	その他	□	現場発生品	品名・規格等		数量	
				納入場所		運搬距離	
				再使用の有無			
		□	支給品及び貸与品	品名・規格等		数量	
				引渡場所			
		□	部分使用	使用箇所		使用時期	
				使用目的			

（予定週工程表の提出）
第3条　工期が2週間以上にわたる場合は予定週工程表を提出するものとする。
（使用機械の選定）
第4条　設計書に明示された機種及び規格（指定機械は除く）は標準的な仕様であり、使用機械選定については監督員とよく打合せをして選定すること。
2　使用する機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」の別表－1の認定を受けた機械を使用すること。
（環境保全の配慮）
第5条　低騒音、低振動型建設機械の使用に努め、周辺地域への環境保全に配慮すること。
（建設リサイクル法）
第6条　請負契約金額500万円以上の場合は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104条）に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事となるので、適正に手続きを行うこと。
（建設副産物の発生抑制及びリサイクルの推進）
第7条　建設副産物の発生抑制及びリサイクルの推進を図るため、愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱に遵守し、適正に手続きを行うこと。また、請負契約金額100万円以上の場合は、「建設リサイクルデータ統合システム（CREDAS）」により再生資源利用計書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）を作成すること。なお、計画書は施工計画書に添付し、実施書は完成図書に添付するとともに電子データを提出すること。
（コリンズの登録）
第8条　請負契約金額500万円以上の場合はコリンズ（CORINS）に適正に登録すること。
（リサイクル資材の活用）
第9条　使用する資材は、リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用拡大に努めること。
（施工計画書）
第10条　受注者は、施工計画書の作成にあたり、省略する項目について監督員と協議し、その指示に従わなければならない。
（履行報告）
第11条　受注者は、履行報告の提出に際し、現場状況のわかる写真を添付しなければならない。
（電子納品）
第12条　電子納品の対象及び電子情報の作成に係る基準は別に定める安城市電子納品運用手順書（以下「手順書」という。）によるものとし、手順書に記載のない事項は国及び愛知県の基準を準用するものとする。その他疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し、その指示に従わなければならない。
（県産品の優先使用）
第13条　本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には県内産品の優先使用に努めるものとする。
（設計図書の縮小）
第14条　本設計書に添付されている図面は、縮小されている。
第15条　施工は「安城市水道工事設計要綱」を標準とし、疑問を生じた場合は、請負人の判断によることなく、監督員とよく打合せをすること。
第16条　砲金類は、鉛の含まれていないものを使用すること。
第17条　工事施工区間に占用物（下水道・ガス・NTT等）がある場合は、事前に占用者と立ち会いを行い、埋設位置・深さ等を把握すること。
第18条　本工事で発生する産業廃棄物のうち愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適切に処理すること。
第19条　公共基準点付近で工事施工する場合は、安城市公共基準点管理保全要綱に基づき適切に管理保全すること。
第20条　水道配水用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ配管について、「水道配水用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ配管施工講習」の受講者が施工すること。また受講証の写しを施工計画書に添付すること。
第21条　工事完了図面（しゅん工図、CAD図面）及び公道分切替台帳は、工事完了時に提出すること。
第22条　水道管の洗管は、水道工務課職員で行うため、日程・通水方法について事前に打ち合わせをすること。
第23条　水道管布設替え等に伴い石綿管を撤去する場合は「石綿障害予防規則」を遵守すること。
第24条　本工事により知り得た個人情報は他に漏らさないこと。
第25条　他の関連工事がある場合は調整を十分に行い、工事を円滑に進めること。
第26条　原則として道路使用許可申請書は請負者が申請し、許可書の原本は工事現場にて携帯すること。
第27条　工事の施工前に行う境界の確認及び境界杭の移動（逃げ、戻し）については、地権者立ち会いの下で行うこととし、筆界については、杭の有無に係わらず施工前及び施工後の写真（位置の確認が出来るもの）を完了時に提出するものとする。

北部浄水場薬品貯蔵設備更新工事

特記仕様書

安城市上下水道部水道工務課

第１章　一般事項

１　概要

本工事は、薬品貯蔵設備である薬品貯蔵タンク及び薬品注入機等の更新を行うものである。

２　適用範囲

本仕様書は北部浄水場薬品貯蔵設備更新工事に適用する。

３　適用基準等

この特記事項以外は下記に準拠する。但し、本工事に関係しない事項は適用しない。

（１）愛知県企業庁発行　　工事標準仕様書
（２）愛知県建設部発行　　工事標準仕様書
（３）愛知県建設部発行　　下水道用機械・電気設備工事一般仕様書
（４）国土交通省大臣官房庁営繕部監修　公共建築工事標準仕様書（各工事編）
（５）日本水道協会発行　水道施設設計指針
（６）日本水道協会発行　水道維持管理指針
（７）日本水道協会発行　水道工事標準仕様書（設備工事編）
（８）日本工業規格　　（ＪＩＳ）
（９）日本水道協会規格　　（ＪWWＡ）
（１０）電気規格調査会標準規格（ＪＥＣ）
（１１）日本電機工業会標準規格（ＪＥM）
（１２）その他関係諸法規

４　提出図書

（１）市契約規則安城市工事施行に関する事務取扱要領による図書
（２）承認図
　ア　機器及び配管外形図、詳細図、結線図
　イ　機器据付図
　ウ　配管据付図
　エ　その他監督員の指示するもの
（３）各種機器試験成績表
（４）各機器取扱説明書（完成図書）
（５）設備完成図（竣工図）
（６）その他監督員の指示するもの

５　施工

（１）本仕様書のうち、各設備機器の数量、寸法、容量等は参考値として示したものであり、製作、設計の際十分検討して適正な値をとること。

（２）本工事においては、浄水処理過程において特に重要な設備の更新工事のため、仮設方法及び施工方法を十分検討して施工すること。

（３）受注者は別途工事との取合い等が発生した場合、その別途工事業者との連絡を密にとるものとし、必要な場合は監督員を交えた３者で打合せを行い、工事に支障なきようにすること。

（４）工事施工に際し、現場の収まり、若しくは取合上、機材の取付位置、または取付方法等の軽微な変更は監督員の指示によって行う。
この場合において請負金額の増減は行わない。

（５）施工上疑義が生じた場合、文書により協議すること。

６　雑則

浄水場において工事に従事するときは、特に衛生面に注意し、次の次項を遵守しなければならない。ただし、囲障等により浄水又は浄水処理過程に係る施設への立入り禁止措置を講じた場合はこの限りではない。

ア　工事が１ヶ月以上にわたる場合、「水道法」第２１条の規定に基づく健康診断により、消化器系伝染病原菌者（Ｏ‐１５７、赤痢菌、サルモネラ菌等、腸チフス、パラチフス含む）でないことを証明する試験検査証明書等（上記名目記載のこと）を提出（写し可）しなければならない。有効期限は６ヶ月とする。

イ　浄水場内で作業を行う場合は作業員名簿を提出し、承諾を得なければならない。

ウ　作業は、劇毒物、油類、汚水等で、水道水等に汚染が生じないように注意しなければならない。

第２章　設備機器仕様

機械設備

１　薬品貯蔵タンク

（１）次亜塩素貯蔵タンク

ア　数　　量：　　２槽

イ　材　　質：　　ＰＥ＋ＳＵＳ補強枠

ウ　形　　式：　　円筒タンク　耐震 Ks=1.0 以上

エ　使用薬品：　　次亜塩素酸ナトリウム

オ　容　　量：　　３０００Ｌ

カ　ﾀﾝｸ寸法：　　全高２０００ｍｍ・外形１６００ｍｍ程度

キ　構成品：　　マンホール

梯子

ＡＶ式液面計

受入口　　５０Ａ

液出口　　２５Ａ

排液口　　２５Ａ

電極座　　５０Ａ

空気抜き　５０Ａ

ク　付属品：　　標準付属品

電極（チタン製）

※取出し口等は全てタンクと一体とする。フィッティング等は使用しない。

（２）ＰＡＣ貯蔵タンク

ア　数　　量：　　１槽

イ　材　　質：　　ＰＥ＋ＳＵＳ補強枠

ウ　形　　式：　　円筒タンク　耐震 Ks=1.0 以上

エ　使用薬品：　　ポリ塩化アルミニウム

オ　容　　量：　　１０００Ｌ

カ　ﾀﾝｸ寸法：　　全高１４５０ｍｍ・外形１１００ｍｍ程度

キ　構成品：　　マンホール

梯子

ＡＶ式液面計

受入口　　５０Ａ

液出口　　２５Ａ
排液口　　２５Ａ
電極座　　５０Ａ
空気抜き　５０Ａ

ク　付 属 品：　　標準付属品
電極（チタン製）

※取出し口等は全てタンクと一体とする。フィッティング等は使用しない。

（３）ＰＡＣ小出槽用貯蔵タンク

ア　数　　量：　　１槽
イ　材　　質：　　ＰＥ
ウ　形　　式：　　円筒タンク
エ　使用薬品：　　ポリ塩化アルミニウム
オ　容　　量：　　２００Ｌ
カ　ﾀﾝｸ寸法：　　全高８００mm・外形７００mm程度
キ　構 成 品：　　マンホール
梯子
ＡＶ式液面計
液入口　　２５Ａ
液出口　　２５Ａ
排液口　　２５Ａ
空気抜き　２５Ａ

ク　付 属 品:　　標準付属品

※取出し口等は全てタンクと一体とする。フィッティング等は使用しない。

２　薬品注入機

（１）薬品注入機（次亜塩素用）

ア　数　　量：　　２台
イ　形　　式：　　自立ボックス型注入機（検流器タイプ）
ウ　使用薬品：　　次亜塩素ナトリウム
エ　最大注入量：
（ア）自己水用：　　２台運転：２４．０L/h　１台運転：１２．０L/h
（イ）県 水 用：　　２台運転：１２．０L/h　１台運転：　６．０L/h
オ　流量測定：　　ポンプパルス数の流量換算

カ　注入制御方式：　　定量注入

キ　構 成 品：　　本体ボックス（ＰＶＣ）　１組
電磁駆動ダイヤフラムポンプ　２台
フィルタ　１個
コントローラ　１台
デジタルファイバセンサ　１個

ク　安全機構：　　逆流阻止弁、無注入監視、ポンプ故障監視、
入力断線検出、気泡自動排気　等

ケ　付 属 品：　　標準付属品

（２）薬品注入機（ＰＡＣ用）

ア　数　　量：　　２台

イ　形　　式：　　自立ボックス型注入機（検流器タイプ）

ウ　使用薬品：　　ポリ塩化アルミニウム

エ　最大注入量：

（ア）洗 浄 用：　２台運転：６０．０L/h　１台運転：３０．０L/h

（イ）自己水用：　２台運転：　７．２L/h　１台運転：　３．６L/h

オ　流量測定：　　ポンプパルス数の流量換算

カ　注入制御方式：　　定量注入

キ　構 成 品：　　本体ボックス（ＰＶＣ）　１組
電磁駆動ダイヤフラムポンプ　２台
フィルタ　１個
コントローラ　１台
デジタルファイバセンサ　１個

ク　安全機構：　　逆流阻止弁、無注入監視、ポンプ故障監視、
入力断線検出　等

ケ　付 属 品：　　標準付属品

３　弁類

（１）ダイヤフラムバルブ（次亜塩素用）

ア　材　　質：　　ＰＶＣ/シールＰＴＦＭ

イ　口径及び数量：　　２５Ａ　４個
５０Ａ　３個

（２）ダイヤフラムバルブ（ＰＡＣ用）

ア　材　　質：　　ＰＶＣ/シールＥＰＤＭ

イ　口径及び数量：　　２５Ａ　５個

５０Ａ　２個

（３）自在ダイヤフラムバルブ（次亜塩素用）

ア　材　　質：　　ＰＶＣ/シールＰＴＦＭ

イ　口径及び数量：　　２０Ａ　６個

２５Ａ　２個

（４）自在ダイヤフラムバルブ（ＰＡＣ用）

ア　材　　質：　　ＰＶＣ/シールＥＰＤＭ

イ　口径及び数量：　　２０Ａ　４個

２５Ａ　２個

（５）ボールバルブ（次亜塩素用）

ア　材　　質：　　ＰＶＣ/シールＦＫＭ

イ　口径及び数量：　　１３Ａ　６個

２０Ａ　２個

（６）ボールバルブ（ＰＡＣ用）

ア　材　　質：　　ＰＶＣ/シールＥＰＤＭ

イ　口径及び数量：　　２０Ａ　２個

（７）Ｙ形ストレーナ（次亜塩素用）

ア　材　　質：　　シールＦＫＭ

イ　口径及び数量：　　５０Ａ　１個

（８）Ｙ形ストレーナ（ＰＡＣ用）

ア　材　　質：　　シールＥＰＤＭ

イ　口径及び数量：　　５０Ａ　１個

４　配管材料

（１）受入口から薬品貯蔵タンクまで

ア　材　　質：　　水道用耐衝撃性塩化ビニル管(ＨＩＶＰ)

イ　口径及び数量：　　φ５０　４ｍ×６本

（２）薬品貯蔵タンクから薬品注入機液入口まで

ア　材　　質：　　水道用耐衝撃性塩化ビニル管(ＨＩＶＰ)

イ　口径及び数量：　　φ２０　４ｍ×２４本

φ２５　４ｍ×３本

（３）薬品注入機液出口から各注入点まで

ア　次亜塩素注入配管

（ア）材　　質：　水道用耐衝撃性塩化ビニル管(ＨＩＶＰ)
ブレードホース

（イ）口径及び数量：　ＨＩＶＰ　φ１３　４ｍ×３本
ブレードホース　φ６×１１　１００ｍ程度

（ウ）保 護 管：　耐衝撃性塩化ビニル電線管(ＨＩＶＥ)
φ３６　４ｍ×１３本
※保護管内にブレードホース２本を納める。

イ　ＰＡＣ注入配管

（ア）材　　質：　水道用耐衝撃性塩化ビニル管(ＨＩＶＰ)

（イ）口径及び数量：　φ２０　４ｍ×２４本

５　付帯設備

（１）ケミカル水中ポンプ

ア　数　　量：　１台

イ　吐 出 量：　７５ℓ/min 以上

ウ　全 揚 程：　４．４ｍ以上

エ　電　　圧：　単相１００Ｖ

オ　付 属 品：　チタン製ワイヤーバンド
サクションホース　１０ｍ

（２）受入架台

ア　数　　量：　２台

イ　材　　質：　ＳＵＳ

ウ　寸 法 等：　別添　図面参照

（３）保護カバー

ア　材　　質：　ＳＵＳ

イ　寸 法 等：　排気管用　200×200×200　１式
県水、洗浄 PAC 注入配管用　400×150×900　１式
自己水注入注入配管用　400×300×900　１式

（４）手洗器用部品

口　　径：　１３ｍｍ

ア　立水栓　吐水口回転形：　１個

イ　洗眼器具：　　１個

ウ　分岐バルブ：　　１個

エ　アングル止水栓　　１個

オ　フレキシブル管　　１個

（５）グレーチング

ア　材　　質：　　ＦＲＰ製　耐薬品タイプ

イ　寸　　法：　　厚２５ｍｍ

ウ　付 属 品：　　取付枠、取付金具

（６）薬注室入口扉

ア　数　　量：　　１式

イ　材　　質：　　アルミニウム製

ウ　形状寸法：　　Ｗ＝１８００　Ｈ＝２５００

ガラス窓付き

ガラリ付き

（７）換気扇

ア　数　　量：　　１台

イ　形　　式：　　標準型換気扇　１００Ｖ　６０Ｈｚ

ウ　寸　　法：　　羽根径２５０ｍｍ

電機設備

１　電線類

（１）動力配線

600V 架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル(EM-CE)

ＥＭ－ＣＥ　２ｓｑ－３Ｃ

（２）制御配線

ア　制御用ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル(EM-CEE)

ＥＭ－ＣＥＥ　１．２５ｓｑ－２Ｃ、４Ｃ、８Ｃ

イ　制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル(CVV)　※既設流用の場合

ＣＶＶ　２ｓｑ－１０Ｃ、１６Ｃ、２４Ｃ

２　合成樹脂管

耐衝撃性硬質塩化ビニル電線管(HIVE)

φ１６、２２、３６

３　ケーブルック

ア　数　　量：　　３ｍ×６本

イ　形状寸法：　　Ｗ＝２００　Ｈ＝７０　直線、９０°曲がり

ウ　付 属 品：　　セパレータ、支持金具、自在継ぎ金具、その他

４　プルボックス

ア　数　　量：　　１台

イ　材　　質：　　ＳＵＳ

ウ　寸　　法：　　４００×４００×２００

第３章　工事仕様

１　機械設備工事

（１）据付工事

本仕様書記載の機器を水平、垂直をだし堅固にとりつけること。

薬品貯蔵タンク及び薬品注入機は耐震設置（Ks＝1.0 以上）とし、計算書を提出すること。

（２）基礎工事

添付図面により差し筋、コンクリート、鉄筋、仕上げ等を行う。

ア　薬品貯蔵タンク基礎　１式

イ　薬品注入機基礎　１式

ウ　防液提基礎　１式

（３）配管工事

本仕様書記載の配管及び弁類を添付図面により施工する。

ア　薬品貯蔵タンク配管及び弁類　１式

イ　薬品注入機配管及び弁類　１式

ウ　各注入配管及び弁類　１式

（４）複合工

ア　仮設工　１式

（ア）着水井室内に次亜塩素注入用仮設タンク（200L）を設置し、注入ポンプ（AC100V）で薬品を滴下する。

（イ）既設撤去した、次亜塩素用薬品貯蔵タンク（3000L）を着水井付近の屋外に設置し、ケミカル水中ポンプ（支給品）を用いて次亜塩素注入用仮設タンク（200L）に薬液補充が行えるようにする。

薬品貯蔵タンク（3000L）は流出防止の処置をして足場やブルーシート等で雨水が浸入しないようにする。

（ウ）既設県水次亜注入機を電気室に移設する。同電気室内に仮設タンク（200Ｌ）を設置し、注入機と仮設タンクを接続する。また、県水補正次亜注入点まで配管を切り回す。

（エ）着水井室内にＰＡＣ用仮設タンク（200L）を設置し、注入ポンプ（AC100V）で薬品を滴下する。

イ　配管貫通部コア抜き

φ２５、φ５０、φ７０　１式

ウ　はつり工

３００×３００×７０　３箇所

エ　保温工　１式

２０Ａ　屋外露出　(PF＋SUS)

オ　塗装工

耐薬品性（次亜塩素及びＰＡＣによって退色しないもの。）、防水性の塗料で施工する。

施工面積　７７．２５m2 程度

カ　グレーチング設置

施工面積　１２m2 程度

キ　薬注室入口扉設置　１式

ク　保護カバー設置　１式

ケ　手洗器用器具設置　１式

（５）撤去

ア　既設薬品貯蔵タンク

次亜塩素用タンク　３０００Ｌ　２槽

ＰＡＣ用タンク　　１０００Ｌ　１槽

各付属品、配管類（薬品注入機入口まで）

上記撤去、解体積込、運搬、処分

イ　既設薬品注入機

次亜塩素用注入機　３台

ＰＡＣ用注入機　　２台

各付属品、配管類（薬品注入機出口から各注入点まで）

上記撤去、解体積込、運搬、処分

２　電気設備工事

（１）配線工事

ア　薬品注入機から制御盤までの電源ケーブル及び制御ケーブル接続。

イ　薬品貯蔵タンクから制御盤までの液位監視用制御ケーブル接続。

ウ　既設制御盤内制御線ケーブル移設。

（ア）機器類の各端子へつなぎ込みは、圧着端子で行うとともに、ケーブルには、ケーブル記号を記したバンド又は札をシースに取り付けること。

（イ）制御ケーブルの各心線には、端子記号と同じマークを刻印したマークバンドを取り付けること。

（２）ケーブルの直接接続は行ってはならない。但し、既設ケーブルを延長する場合は直接接続材を使用して、直接接続すること。

（３）制御盤改造

ア　薬注室既設制御盤から電気室排水処理施設盤の背面に機能を移設する。

イ　既設制御盤から計装変換器盤、電気室中継端子盤までの制御ケーブルを新設制御盤に移設する。

ウ　構成部品：　端子台　１式
アイソレータ　１式
ＥＬＣＢ　１式
ＣＰ　3A　１式
タイマー　１式
フロートレスレベルスイッチ　１式

（３）中央監視システム改造

ア　自己水次亜注入機の台数変更に伴うソフトウェアの改造。

イ　薬品注入機更新に伴うストローク範囲、注入量等の各係数の変更。

（４）複合工

ア　仮設工

仮設により移設した既設県水次亜注入機の電源と制御ケーブルの接続を行う。

イ　配線貫通部コア抜き

φ１００　２箇所

（５）撤去

ア　既設ケーブル　１式

イ　既設制御盤　１面

上記撤去、解体積込、運搬、処分

３　場内整備工事

（１）排水構造物工

ア　Ｕ字溝設置工　１式

形　　状：ＰＵ型　３種　２５０

イ　側溝蓋設置工　１式

形　　状：ＰＣ４型　３種　２５０

ＵＲ１８０用

（２）アスファルト舗装工　１式

Ａｓ舗装（ｔ＝５ｃｍ）再生密粒（２０Ｆ）

Ａｓ殻積込、運搬、処分

第３章　試験及び検査

１　試験

機器材料の製作完了後、下記試験及び検査を行うこと。

（１）ＪＩＳ等定められた試験法のあるものはそれに従うこと。

（２）形状寸法検査（製作材料、加工及び組立ての精密度）

（３）塗装試験（色見本による比較及び指定色の確認）

（４）性能試験

（５）動作試験

（６）その他監督員が必要と認めた試験

２　現場検査

機器材料の据付及び配線工事完了後、下記の現場検査試験を行うこと。

なお、試験成績表を提出すること。

（１）導通試験

電線の断線及び誤接続などの有無を調査すること。

（２）構成、外観、寸法検査

（３）機器の据付、取付状況検査

（４）絶縁抵抗測定

（５）操作試験及び総合運転試験

（６）その他監督員が指定する検査及び試験

3　雑則

（1）上記の各試験及び検査結果、不良箇所があれば、指定の期日内に手直しを行い、手直し完了後、監督員の立会いのもと再試験を行う。

（2）各試験は、各設備の技術基準、工事規定及びその他関係法規に基づき行うこと。

（3）試験用器具、試験に必要な一切のもの及びそれらに要する消耗品等は全て受注者の負担とする。